

第3版 はしがき

初版 はしがき

本書の使い方

I 刑法および犯罪論の基礎

第1講 刑法の基礎理論…………… 2

1 刑法の意義と分類 2

- (1) 刑法の意義 2
- (2) 刑法の分類 3

2 刑法の機能 4

- (1) 刑法の機能（目的） 4
 - ア 法益保護機能 4
 - イ 自由保障機能 4
 - ウ その他の機能 5
- (2) 法益保護機能と自由保障機能の対立 6

3 刑法の基本原理 7

- (1) 法益保護主義 7
- (2) 責任主義 7
- (3) 罪刑法定主義 8

4 犯罪理論 8

- (1) 非決定論と決定論の対立 9
- (2) 対立の統合 9

5 刑罰理論（刑罰の正当化根拠） 10

- (1) 応報刑論と目的刑論の対立 10
 - ア 絶対的応報刑論 10
 - イ 一般予防論 11
 - ウ 特別予防論 11

- (2) 対立の統合 11

- コラム 社会規範と刑法 3
- コラム 刑法と社会倫理 5
- コラム 刑法の謙抑性 8
- コラム 刑法理論の系譜 10

第2講 罪刑法定主義…………… 13

1 総説 13

(1) 罪刑法定主義の概観 13

- ア 意義 13
- イ 罪刑法定主義を支える原理と法律主義・遡及処罰の禁止 13
- ウ 派生原則 14

(2) 本講の課題 15

2 法律主義 15

(1) 意義 15

(2) 例外 16

- ア 命令 16
- イ 条例 17

3 遡及処罰の禁止 17

(1) 意義 17

(2) 判例の不利益変更 17

4 刑罰法規の適正性 18

(1) 総説 18

(2) 刑罰法規の明確性・広範性 18

- ア 明確性 18
- イ 広範性 19

5 類推の禁止 21

(1) 意義 21

(2) 拡張解釈との関係 22

- ア 拡張解釈の意義 22
- イ 拡張解釈と類推の区別 22

コラム 罪刑法定主義の沿革 15

第3講 犯罪論の基本構造…………… 24

1 犯罪の概念 24

(1) 犯罪論とは何か 24

(2) 犯罪とは何か 24

(3) 犯罪は「行為」である 25

(4) 犯罪は「違法」な行為である 26

(5) 犯罪は「有責」な行為である 27

(6) 構成要件に該当しなければ犯罪ではない 28

2 構成要件と違法性・有責性の関係 29

(1) 構成要件とその機能 29

(2) 構成要件の理論 30

- ア 構成要件と違法性の関係 30
- イ 構成要件と有責性の関係 30

3 犯罪論体系 31

(1) 犯罪論体系とは何か 31

- (2) 本書の立場 32
- 4 犯罪認定の具体的手順 33
 - (1) 構成要件該当性 33
 - (2) 違法性阻却事由（正当化事由） 34
 - ア 緊急行為 35 イ 正当行為 35
 - (3) 責任阻却事由（免責事由） 36
 - ア 責任能力 37 イ（責任）故意 38 ウ 違法性の意識の可能性 38
 - エ 期待可能性 39
 - (4) まとめ 40
 - コラム 結果無価値・行為無価値の「無価値」とは 27
 - コラム 構成要件を見たことのある人はいない 29
 - コラム 違法性の判断を行う場所は2つある 34
 - コラム 故意は1つ 38
 - コラム 客観的処罰条件と一身の処罰阻却事由 39

II 構成要件該当性

第4講 構成要件…………… 46

- 1 構成要件の意義と機能 46
 - (1) 構成要件の意義 46
 - (2) 構成要件の機能 47
 - ア 犯罪個別化機能 47 イ 違法性推定機能 47 ウ 故意規制機能 47
- 2 構成要件の要素 48
 - (1) 結果 48
 - ア 結果犯と挙動犯 49 イ 侵害犯と危険犯 49 ウ 即成犯と状態犯と継続犯 50
 - (2) 行為（実行行為） 52
 - (3) 因果関係 52
 - (4) 行為主体 53
 - (5) 行為状況 54
 - (6)（構成要件的）故意・過失 54
 - (7) 主観的違法要素 54
- 3 記述的構成要件要素と規範的構成要件要素 54

第5講 因果関係…………… 56

- 1 因果関係の意義 56
 - (1) 因果関係とは何か 56

(2) 因果関係を判断する意味 58

2 条件関係 59

(1) 条件関係の判断公式 59

(2) 条件公式の使い方 59

ア 実行行為の存在 59 イ 結果の具体的把握 60 ウ 付け加え禁止の原則
60 エ 付け加え禁止の例外 61

(3) 条件公式の問題点 62

3 条件説と相当因果関係説 65

(1) 条件説とその問題点 65

(2) 相当因果関係説 66

4 相当性の判断構造 67

(1) 相当性の判断基準 67

(2) 相当性の判断基底（判断資料） 68

ア 折衷的相当因果関係説（折衷説） 68 イ 客観的相当因果関係説（客観説）
69

5 相当因果関係説の危機 71

6 危険の現実化説 73

(1) 危険の現実化の判断枠組み 73

(2) 判例における因果関係の認定 74

ア 行為時に特殊事情が存在する類型 74 イ 行為後に行為者自身の行為が介在
する類型 74 ウ 行為後に被害者の行為が介在する類型 75 エ 行為後に第
三者の行為が介在する類型 77 オ 危険の現実化の判断方法 78

コラム 客観的帰責（帰属）と主観的帰責（帰属） 58

コラム 因果関係の中断と因果関係の断絶 66

コラム 相当因果関係説の定義 67

コラム 刑法は裁判規範か行為規範か 69

コラム 折衷説の問題点と反論 69

コラム 結果的加重犯の成立要件 70

コラム 主観的相当因果関係説も気になる人のために 71

第6講 不作為犯…………… 79

1 総説 79

(1) 不作為犯の意義と種類 79

(2) 不作為犯論の課題 80

(3) 不真正不作為犯の成立要件（概要） 81

2 不作為による実行行為 82

(1) 作為義務 82

ア 法令・契約・先行行為 83 イ 排他的支配・保護の引受け 83 ウ 多元
説 85 エ 判例 85

(2) 作為可能性・容易性 88

3 不作為の因果関係 89

(1) 不作為の条件関係 89

(2) 危険の現実化 90

コラム 不真正不作為犯と罪刑法定主義 80

コラム 作為との同価値性 89

第7講 故意（構成要件の故意）…………… 91

1 （構成要件の）故意の意義と体系的地位 91

2 認識・予見の対象となる犯罪事実 92

(1) 客観的構成要件要素の認識 92

(2) 記述的構成要件要素の認識 93

(3) 規範的構成要件要素の認識 96

3 故意と過失の区別 97

(1) 故意の本質 97

(2) 故意（未必の故意）と過失（認識ある過失）の区別 97

4 故意の種類 99

(1) 概括的故意 99

(2) 択一的故意 99

(3) 未必の故意 100

(4) 条件つき故意 100

コラム 「類の認識」と「種の認識」 96

コラム 殺意の認定 99

第8講 錯誤(1)——具体的事実の錯誤…………… 101

1 事実の錯誤の意義 101

(1) 事実の錯誤と違法性の錯誤 101

(2) 事実の錯誤の諸類型 102

(3) 故意論と錯誤論 103

2 客体の錯誤・方法の錯誤 105

(1) 法定的符合説と具体的符合説 105

(2) 両説対立の本質 107

(3) 判例理論 108

(4) 併発事実と故意の個数 110

3 因果関係の錯誤 113

(1) 因果関係の錯誤の意義 113

(2) 因果関係の錯誤が問題となる前提状況 113

(3) 判例・通説による「因果関係の錯誤」の判断基準 114

(4) 遅すぎた構成要件の実現 116

第9講 錯誤(2)——抽象的事実の錯誤…………… 119

- 1 抽象的事実の錯誤の意義 119
- 2 抽象的事実の錯誤と法定的符合説 120
 - (1) 抽象的符合説とその問題点 120
 - (2) 法定的符合説の妥当性 122
 - (3) 構成要件の重なり合いの判断基準 123
- 3 抽象的事実の錯誤の3類型とその処理 125
 - (1) 軽い罪の認識で重い罪を実現した場合(第1類型) 126
 - (2) 重い罪の認識で軽い罪を実現した場合(第2類型) 127
 - (3) 認識した罪と実現した罪の法定刑が同じ場合(第3類型) 128

コラム 構成要件の重なり合い 125

第10講 過失犯…………… 130

- 1 総説 130
- 2 過失犯の本質と成立要件 132
 - (1) 過失犯の特徴 132
 - (2) 旧過失論(伝統的過失論) 132
 - (3) 新過失論 133
 - (4) 現在の旧過失論 134
- 3 過失犯の成否の判断方法 135
 - (1) 過失犯における構成要件該当性判断 136
 - (2) 過失犯の実行行為 136

ア 判断の構造 136 イ 予見可能性 137 ウ 結果回避義務違反 140
 - (3) 客観的注意義務と主観的注意義務 141
- 4 信頼の原則 142
 - (1) 意義 142
 - (2) 適用範囲 143
- 5 段階的過失 144
- 6 過失の競合 145
- 7 管理・監督過失 146
 - (1) 意義 146
 - (2) 管理・監督過失の問題性 147

コラム 結果回避義務と保障人的地位(作為義務) 141

コラム 「客観」と「主観」 141

Ⅲ 違法性

第11講 違法性の本質・正当行為・被害者の承諾…………… 150

1 違法性の本質 150

(1) 形式的違法性と実質的違法性 150

ア 結果無価値論 151 イ 行為無価値論 151 ウ 検討 151

(2) 違法性阻却事由 152

ア 優越的利益説 152 イ 社会的相当性説 152

(3) 主観的要素と違法性 153

ア 主観的違法要素 153 イ 主観的正当化要素 154

(4) 可罰的違法性 155

2 正当行為 156

(1) 法令行為 156

ア 職務行為 156 イ 権利・義務行為 156 ウ 国家政策による行為 157
エ 注意的に規定された行為 157

(2) 正当業務行為 157

ア 法律家の弁護活動 157 イ 報道機関の取材活動 158

(3) その他の正当行為 158

ア 労働争議行為 158 イ 自救行為 158 ウ 医師の治療行為 158

3 被害者の承諾（同意） 159

(1) 被害者の承諾の意義 159

(2) 被害者の承諾の犯罪（違法性）阻却根拠 160

(3) 被害者の承諾の要件 161

ア 承諾能力 161 イ 強制 161 ウ 欺罔・錯誤 161 エ 方法
162 オ 対象 163

(4) 推定的承諾 163

(5) 安楽死・尊厳死 164

ア 安楽死・尊厳死の類型 164 イ 安楽死の要件 164

(6) 危険引受け 165

コラム 「無価値」という言葉 152

第12講 正当防衛(1)——防衛状況を中心に…………… 167

1 正当防衛の意義 167

(1) 正当防衛の制度趣旨 167

(2) 緊急避難等との違い 168

- (3) 正当防衛の成立要件 169
- (4) 正当防衛の正当化根拠 170
 - ア 法益欠如原理 170
 - イ 優越的利益原理 170
 - ウ 社会的相当性原理 171

2 侵害の急迫性 171

- (1) 急迫性要件の意義 171
- (2) 急迫性の始期と終期 173
- (3) 急迫性の判断資料 174
 - ア 侵害の予期 174
 - イ 侵害の予期と積極的加害意思が並存する場合 174
 - ウ その他緊急状況性に欠ける場合 176
 - エ 急迫性の判断構造 176

3 侵害の不正性 177

- (1) 不正性要件の意義 177
- (2) 対物防衛 178
 - ア 対物防衛の問題の射程 178
 - イ 対物防衛否定説 178
 - ウ 対物防衛肯定説 180

4 反撃行為性 180

- (1) 反撃行為の意義 180
- (2) 防衛行為と第三者 180
 - ア 第三者の物を利用した侵害の場合(第1類型) 180
 - イ 第三者の物を利用した防衛の場合(第2類型) 181
 - ウ 防衛行為の結果が第三者に生じた場合(第3類型) 182
 - コラム 積極的加害意思の2つの顔 177

第13講 正当防衛(2)——防衛行為…………… 185

1 防衛するための行為 185

- (1) 「自己又は他人の権利」 185
- (2) 防衛効果の要否 186
- (3) 防衛の意思の要否 187
- (4) 防衛の意思必要説の論拠 187
 - ア 条文根拠 187
 - イ 偶然防衛の処理 187
 - ウ 口実防衛の処理 188
 - エ 過剰防衛の要件 189
- (5) 防衛の意思の内容 189
- (6) 防衛の意思の認定 190

2 「やむを得ずにした行為」 190

- (1) 必要性和相当性 190
- (2) 相当性の内容 191
- (3) 相当性の判断基準 191
- (4) 相当性判断の方法 193

3 自招侵害と正当防衛 196

- (1) 問題の所在 196
- (2) 自招侵害の類型 197
- (3) 学説状況 197
 - ア 正当防衛の要件論からのアプローチ 197
 - イ 正当防衛の本質論からのアプローチ 198
- (4) 判例の立場 198
- 4 過剰防衛 200**
 - (1) 過剰防衛とは何か 200
 - (2) 任意的減免の根拠 200
 - (3) 過剰防衛の類型 201
 - (4) 行為の一体性評価と過剰防衛 202
 - コラム 防衛の意思の認定に際し考慮すべき要素 190
 - コラム 武器対等の原則とは 193
 - コラム 喧嘩と正当防衛 199

第14講 緊急避難…………… 205

- 1 総説 205**
 - (1) 緊急避難の意義 205
 - (2) 緊急避難の法的性質 206
- 2 緊急避難の成立要件 208**
 - (1) 現在の危難 209
 - (2) 危難を避けるため（避難の意思） 210
 - (3) 補充性（補充の原則） 210
 - (4) 法益の均衡（権衡） 211
- 3 過剰避難 212**
- 4 緊急避難の限界 212**
 - (1) 自招危難 212
 - (2) 強要による緊急避難 214
 - コラム 避難行為の相当性 211

IV 責任

第15講 責任の意義・責任能力…………… 218

- 1 責任の意義 218**
 - (1) 犯罪成立の第3の要件としての責任 218
 - (2) 責任の本質——非難可能性 219

- (3) 責任の要素および同時存在原則 220
 - ア 責任の要素 220 イ 行為と責任の同時存在の原則 221
- 2 責任能力 222
 - (1) 責任能力の意義 222
 - (2) 心神喪失・心神耗弱 223
 - ア 定義 223 イ 精神の障害 223 ウ 判断方法 223

3 原因において自由な行為 224

- (1) 問題の所在 224
- (2) 学説 225
 - ア 原因行為説 225 イ 結果行為説 227
- (3) 過失犯の場合 229
- (4) 実行行為の途中からの心神喪失・心神耗弱 230
- (5) 判例 231
 - ア 心神喪失の事例 231 イ 心神耗弱の事例 232
- コラム 道義的責任論と社会的責任論 219
- コラム 期待可能性 221
- コラム 行為責任論と人格責任論 222
- コラム 二重の故意 227
- コラム 心神耗弱の場合の論じ方 229

第16講 責任故意と違法性の意識…………… 233

1 責任故意総説 233

2 違法性の意識 234

- (1) 違法性の意識とその可能性の意義 234
- (2) 違法性の意識の要否をめぐる議論の状況 235
 - ア 違法性の意識（の可能性）不要説 235 イ 厳格故意説 236 ウ 違法性の意識の可能性必要説 236
- (3) 違法性の錯誤 238
 - ア 法の不知（刑罰法規の存在に関する錯誤） 239 イ 当てはめの錯誤（刑罰法規の解釈に関する錯誤） 239

3 正当化事由の錯誤 241

- (1) 誤想防衛の類型 241
- (2) 狭義の誤想防衛の法的処理 242
- (3) 防衛行為の誤想 244
- (4) 誤想過剰防衛 245
- (5) 誤想過剰防衛と刑法36条2項 247
 - コラム 「誤想防衛」と「防衛行為と第三者」 242

V 未遂犯

第17講 未遂犯の基礎・実行の着手…………… 250

1 未遂犯の基礎 250

- (1) 犯罪が未完成の場合——予備と未遂 250
ア 予備・未遂・既遂 250 イ 未遂犯の概要 251 ウ 予備罪の概要 251
- (2) 予備・未遂・既遂の区別 251
ア 未遂と既遂の区別 252 イ 予備と未遂の区別——実行の着手 252
- (3) 未遂犯の処罰根拠——結果発生 of 危険性 252

2 実行の着手の基本問題 253

- (1) 実行の着手とは 253
ア 2つのアプローチ 253 イ 判例・通説——密接性と危険性 254 ウ 危険性の判断資料——主観的事情の考慮 255
- (2) 個別的検討 256
ア 窃盗罪 256 イ 殺人罪 258 ウ 放火罪 258 エ 強制性交等罪 259 オ 詐欺罪 260

3 実行の着手の特殊問題 261

- (1) 間接正犯・離隔犯の実行の着手 261
ア 離隔犯の実行の着手 261 イ 間接正犯の実行の着手 262
- (2) 早すぎた構成要件の実現（早すぎた結果発生） 263
ア 問題の所在 263 イ クロロホルム事件 264

第18講 不能犯…………… 269

1 不能犯の意義と問題の所在 269

- (1) 不能犯の意義 269
- (2) 危険性の意義 270
ア 客観的危険性 270 イ 現実的危険性 270
- (3) 問題の所在 271

2 危険性の判断 273

- (1) 具体的危険説 273
ア 危険性の判断方法 273 イ 理論的根拠 274 ウ 具体的危険説に対する批判 274
- (2) 客観的危険説 275
ア 危険性の判断方法 275 イ 理論的基礎 276 ウ 客観的危険説に対する批判 276 エ 修正された客観的危険説 276

3 判例の状況 277

- (1) 判例の立場 277
- (2) 不能犯（未遂犯不成立）とされた事例 278
- (3) 未遂犯（不能犯不成立）とされた事例 278

コラム 不能犯と他罪との関係 272

コラム 「だまされたふり作戦」と不能犯 279

第19講 中止犯…………… 281

1 総説 281

- (1) 中止犯の意義 281
- (2) 注意点 282

ア 特別な犯罪類型ではないこと 282 イ 一身専属性 282

2 刑の必要的減免の根拠（中止犯の法的性格） 283

- (1) 減免根拠論の実益と議論状況の概観 283

ア 刑の減免根拠を論ずる意味 283 イ 議論状況の概観 283

- (2) 学説 284

ア 刑事政策説 284 イ 法律説 284 ウ 併合説（総合説、統合説） 285

3 中止行為（「中止した」） 286

- (1) 問題の所在 286

- (2) 中止行為の態様 286

ア 中止行為の態様の客観面 286 イ 中止行為の態様の主観面（中止意思）
291

- (3) 中止行為の因果関係 291

4 任意性（「自己の意思により」） 292

- (1) 問題の所在と議論状況 292

ア 問題の所在 292 イ 議論状況 293

- (2) 学説 293

ア 主観説 293 イ 客観説 294 ウ 限定主観説 295

- (3) 判例 296

コラム 予備の中止 283

コラム 任意性の各学説の理由づけ 296

VI 共 犯

第20講 共犯の基礎理論…………… 298

1 総 説 298

- (1) 共犯論の体系 299
 - ア 正犯と共犯 299
 - イ 処 分 300
- (2) 必要的共犯 301
 - ア 意 義 301
 - イ 共犯規定との関連 302
- (3) 共犯の意義 303

2 正犯と（狭義の）共犯の区別 304

3 共犯の因果性 306

- (1) 因果的共犯論 306
- (2) 広義の共犯の基礎としての因果性 306
 - コラム 限縮的正犯概念と拡張的正犯概念 301
 - コラム 共同正犯は正犯か共犯か 305

第21講 間接正犯…………… 307

1 総 説 307

- (1) 間接正犯の意義 307
- (2) 間接正犯と共犯 308
- (3) 間接正犯の本質（正犯性の根拠） 309

2 間接正犯の諸類型 310

- (1) 是非弁別能力のない者の利用 310
- (2) 意思を抑圧された者の利用 311
- (3) 故意のない者の利用 313
 - ア 無過失行為者の利用 313
 - イ 過失行為者の利用 313
 - ウ 軽い犯罪の故意しかない者の利用 313
- (4) その他の類型 314
 - ア 故意ある補助的道具の利用 314
 - イ 身分なき故意ある者の利用 315
 - ウ 目的なき故意ある者の利用 316
 - エ 適法行為者の利用 316
 - コラム 自手犯 308
 - コラム 間接正犯概念が生まれた経緯 308
 - コラム 間接正犯の意思と間接正犯の認定 310

第22講 共同正犯…………… 318

1 総 説 318

2 共同正犯の基本事項 319

- (1) 共同正犯の本質 319
 - ア 共同正犯と一部行為全部責任の原則 319
 - イ 共同正犯の正犯性の根拠 320
- (2) 実行共同正犯と共謀共同正犯 320
 - ア 実行共同正犯 320
 - イ 共謀共同正犯 321
- (3) 共同正犯の成立要件 322
 - ア 共謀 322
 - イ 重大な寄与 324
 - ウ 共謀に基づく実行行為 324
- (4) 処分 325

3 共同正犯の重要問題 326

- (1) 共謀共同正犯 326
 - ア 問題の所在 326
 - イ 判例 327
 - ウ 学説 328
 - エ 共謀共同正犯の理論的基礎 329
- (2) 共同正犯と狭義の共犯との区別 330
 - ア 実行行為を行わない共同正犯 331
 - イ 実行行為を行う従犯 331
- (3) 過失犯の共同正犯 331
 - ア 判例 332
 - イ 学説 333
 - ウ 成立要件 333
- (4) 結果的加重犯の共同正犯 336
- (5) 不作為の共同正犯 337
- (6) 予備罪の共同正犯 337
- (7) 片面的共同正犯 337
 - コラム 共同正犯の成立要件に関する諸説 325
 - コラム 共同意思主体説 330
 - コラム 実務に教唆なし？ 330

第23講 教唆犯と幫助犯…………… 338

1 共犯従属性 338

- (1) 意義 338
- (2) 実行従属性（共犯従属性の有無） 339
- (3) 要素従属性（共犯従属性の程度） 340
 - ア 学説 340
 - イ 判例 342
- (4) 罪名従属性 343

2 共犯の処罰根拠 343

- (1) 意義 343
- (2) 責任共犯説・不法共犯説・惹起説 344
- (3) 惹起説内部の対立 344

3 教唆犯 346

- (1) 教唆犯の成立要件 346
 - ア 人を教唆すること（教唆行為） 346
 - イ 正犯者（被教唆者）の実行行為

- 347 ウ 教唆犯の故意 348
- (2) 教唆犯の諸類型 349
 - ア 間接教唆 349 イ 再間接教唆 349 ウ 幫助犯の教唆 350
- (3) 処 分 350
- 4 幫助犯 350**
 - (1) 幫助犯の成立要件 350
 - ア 正犯を幫助すること（幫助行為） 350 イ 正犯者（被幫助者）の実行行為 351 ウ 幫助犯の故意 354
 - (2) 幫助犯の諸類型 355
 - ア 間接幫助 355 イ 再間接幫助 355 ウ 教唆犯の幫助 355 エ 日常取引行為による幫助 355
 - (3) 処 分 356
 - コラム 独立教唆犯・独立幫助犯・扇動罪・あおり罪 340
 - コラム 違法は連帶的に、責任は個別的に 346

第24講 共犯の諸問題(1)——共犯と身分など…………… 358

- 1 共犯と身分 358**
 - (1) 身分と身分犯 358
 - ア 身分犯の意義 358 イ 身分の意義 359 ウ 身分犯の分類 360
 - (2) 刑法65条の1項と2項の関係 360
 - ア 問題の所在 360 イ 判例・通説 361 ウ 反対説1（罪名従属性を重視する見解）362 エ 反対説2（違法身分と責任身分により区別する見解）363 オ 複合的身分犯 364
 - (3) 1項の「共犯」の意義 365
 - (4) 身分者が非身分者の行為に加功した場合の取扱い 366
 - ア 不真正身分犯の場合 367 イ 真正身分犯の場合 367
- 2 不作為と共犯 367**
 - (1) 不作為犯の共同正犯 368
 - (2) 不作為犯における正犯と共犯の区別 368
 - (3) 不作為による共犯 370
 - (4) 不作為犯に対する共犯 371

第25講 共犯の諸問題(2)——共犯の錯誤など…………… 372

- 1 共犯の錯誤(1)——同一関与形式内（共同正犯内、教唆犯内、幫助犯内）の錯誤 372**
 - (1) 共犯の錯誤の意義 372
 - (2) 具体的事実の錯誤 373
 - ア 方法の錯誤 373 イ 客体の錯誤 374
 - (3) 共犯の因果性（共謀の射程を含む）と抽象的事実の錯誤 375

- ア 狭義の共犯 375 イ 共同正犯 377
- 2 共犯の錯誤(2)——異なる関与形式間の錯誤 384
 - (1) 共犯形式相互間の錯誤 384
 - (2) 間接正犯と共犯との間の錯誤 385
- 3 過失と共犯 386
 - (1) 過失による共犯 386
 - (2) 過失犯に対する共犯 387
 - コラム 部分的犯罪共同説における罪数処理 380
 - コラム 共謀の射程と共犯の因果性 384

第26講 共犯の諸問題(3)——承継的共犯など…………… 389

- 1 承継的共犯 389
 - (1) 意 義 389
 - (2) 承継的共同正犯 390
 - ア 問題の所在 390 イ 学 説 391 ウ 判 例 395
 - (3) 承継的幫助犯 397
- 2 共犯関係の解消 397
 - (1) 意 義 397
 - (2) 解消の判断基準 398
 - ア 共同正犯関係の解消 398 イ 教唆犯・幫助犯関係の解消 401
- 3 共犯の中止犯 402
 - (1) 共同正犯の中止 402
 - (2) 教唆犯・幫助犯の中止 403
 - (3) 共犯関係の解消との関係 403
- 4 共同正犯と量的過剰防衛 404
 - (1) 問題の所在 404
 - (2) 第1の解決方法 404
 - (3) 第2の解決方法 405
- 5 共犯と違法性阻却 406
 - (1) 問題の所在 406
 - (2) 学 説 407
 - ア 共同正犯の場合 407 イ 狭義の共犯の場合 408
 - (3) 判 例 409
 - コラム 死者の占有 391
 - コラム 因果関係が不明な事例 395
 - コラム 共犯関係からの離脱と共犯関係の解消 398
 - コラム 正当防衛の遂行の合意と共謀の射程 406

Ⅶ 罪数および刑の適用

第27講 罪数論…………… 412

- 1 罪数論で学ぶこと 412
 - (1) 罪数とは何か 412
 - (2) 罪数論の意義 413
 - (3) 罪数を決定する基準 413
 - (4) 一罪・数罪の見取図 414
 - (5) 共犯の罪数 415
 - ア 狭義の共犯（教唆犯・幫助犯）の場合 415
 - イ 共同正犯の場合 416
- 2 単純一罪 416
- 3 法条競合 416
 - (1) 特別関係 417
 - (2) 補充関係 417
 - (3) 択一関係 418
- 4 包括一罪 418
 - (1) 単一行為型同質的包括一罪 418
 - (2) 単一行為型異質的包括一罪 419
 - (3) 複数行為型同質的包括一罪 419
 - ア 既遂に向けられた複数行為 420
 - イ 接続犯 420
 - ウ 集合犯 421
 - エ 最狭義の包括一罪 422
 - (4) 複数行為型異質的包括一罪 422
 - ア 共罰的事前行為 422
 - イ 共罰的事後行為 423
 - ウ 混合的包括一罪 424
- 5 科刑上一罪(1)——観念的競合 425
 - (1) 意義 425
 - (2) 要件と効果 425
 - (3) 観念的競合の具体例 426
- 6 科刑上一罪(2)——牽連犯 428
 - (1) 意義 428
 - (2) 要件と効果 428
 - (3) 牽連犯の具体例 429
 - (4) かすがい現象 430
- 7 併合罪 431
 - (1) 併合罪と単純数罪 431

- (2) 併合罪の範囲 431
- (3) 併合罪の処理方法 432
 - ア 死刑および無期懲役・禁錮の場合 433 イ 有期懲役・禁錮の場合 433
 - ウ 罰金刑の場合 434 エ 拘留・科料・没収の場合 434
 - コラム 不可罰的事後行為と共罰的事後行為 424
 - コラム 罪数検討の手順 425
 - コラム 新潟女性監禁事件 433

第28講 刑罰論..... 435

1 刑罰の体系 435

- (1) 刑罰および刑罰権 435
 - ア 刑罰の本質 435 イ 刑罰権 435
- (2) 刑罰の種類 436
 - ア 総説 436 イ 死刑 436 ウ 自由刑 436 エ 財産刑 437

2 刑の適用 440

- (1) 刑の適用の過程 440
- (2) 法定刑の確定 440
 - ア 刑種 440 イ 法定刑の上限と下限 440 ウ 刑の軽重 441
- (3) 処断刑の形成 441
 - ア 刑の加重・減輕事由 441 イ 処断刑形成の順序 443
- (4) 宣告刑の決定 444
 - ア 刑の量定(量刑)の意義 444 イ 刑の量定の基準 444
- (5) 刑の言渡し・刑の免除 445
 - ア 刑の言渡し 445 イ 刑の免除 445

3 刑の執行および執行猶予 446

- (1) 刑の執行 446
 - ア 総説 446 イ 死刑の執行 446 ウ 自由刑の執行 446 エ 財産刑の執行 447
- (2) 刑の執行猶予 447
 - ア 刑の執行猶予の意義 447 イ 刑の全部執行猶予 448 ウ 刑の一部執行猶予 450
- (3) 仮釈放・仮出場 451
 - ア 意義 451 イ 仮釈放 451 ウ 仮出場 452
- (4) 刑の消滅 452
 - ア 刑罰権の消滅事由 452 イ 犯人の死亡・法人の消滅 452 ウ 恩赦 452 エ 刑の時効 453 オ 刑の消滅 453
 - コラム 死刑存廃論 436
 - コラム 「拘留」と「勾留」 437
 - コラム 「科料」と「過料」 438

- コラム 量刑相場 445
- コラム 自由刑の意義と弊害 447
- コラム 保護観察 449
- コラム 公訴の時効 453
- コラム 前科 454

第29講 刑法の適用範囲…………… 455

- 1 総説 455
- 2 時間的適用範囲 456
 - (1) 意義 456
 - ア 遡及処罰の禁止 456 イ 法律の効力の開始 457
 - (2) 犯罪後の法律による刑の変更 457
 - ア 刑の変更 457 イ 刑の廃止 460
- 3 場所的適用範囲 461
 - (1) 基本原則 461
 - (2) 現行刑法の解決方法 462
 - ア 属地主義 462 イ 属人主義 463 ウ 保護主義 464 エ 世界主義 465
 - (3) 外国判決の効力 466
- 4 人的適用範囲 466
 - (1) 原則 466
 - (2) 例外 466
- 5 事項的適用範囲 467
 - (1) 原則 467
 - (2) 例外 467

VIII 補論

第30講 事例問題の解き方…………… 470

- 1 事例問題を解くとはどういうことか 470
- 2 事例問題を解く手順 470
 - (1) 事案分析・規範定立・当てはめ 470
 - ア 事案分析 471 イ 規範定立 472 ウ 当てはめ 472
 - (2) 練習問題 473
- 3 補足説明 473
 - (1) 事案分析についての補足 474
 - ア 事実認定上の論点と法解釈上の論点 474 イ 事案分析の際の注意点 474

- (2) 規範定立・当てはめについての補足 476
 - ア 規範定立・当てはめに共通する注意点 476
 - イ 規範定立についての注意点 477
 - ウ 当てはめについての注意点 477
- 4 事例問題を解けるようになるには 480
 - (1) 教科書の熟読 480
 - ア 基本事項の正確な理解・記憶 480
 - イ 論点について自分の頭で考える 480
 - (2) 判例分析 481
 - (3) 問題演習 481
- 5 司法試験の問題を解いてみよう 481
 - (1) 事案分析 483
 - ア 検討に値する行為・犯罪の抽出 483
 - イ 論点の抽出 484
 - (2) 規範定立・当てはめ 485
 - ア 殺人未遂罪の構成要件該当性（論点①②） 485
 - イ 正当防衛または過剰防衛の成否（論点③） 486
 - ウ 結論 487

事項索引 488

判例索引 496